

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	69-2	担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第9条第3項	不利益処分の種類	製造業者に対する製造施設・方法への基準適合命令
<p>○火薬類取締法 （製造施設及び製造方法）</p> <p>第九条 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第七条第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、第七条第二号の技術上の基準に従って火薬類を製造しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第七条第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。</p> <p>※施行令第16条により、特定の火工品のみの製造所については都道府県知事が処理する事務とされている。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三、四 （略）</p> <p>[技術上の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条第1項及び第3項（法第7条第1号関係） ・第5条第1項及び第3項（法第7条第2号関係） <p>○告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号） ・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号） ・火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定める告示（平成16年経済産業省告示第118号） ・可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号） ・火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号） ・十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年経済産業省告示第69号） 					